一般社団法人日本脳神経外科学会 代議員選任細則

平成 15 年 10 月 1 日制定 平成 17 年 1 月 23 日改正 平成 21 年 10 月 14 日改正 平成 23 年 10 月 12 日改正 平成 24 年 3 月 1 日改正 平成 26 年 8 月 6 日改正 平成 27 年 10 月 13 日改正 平成 30 年 10 月 10 日改正 令和 2 年 5 月 15 日改正

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会(以下「この法人」という)の定款 第19条に基づく代議員選任に関し必要な事項を定める。

(選出方法)

第2条 代議員の選出はインターネット投票法による選挙で行う。

(選挙区)

第3条 この選挙の選挙区は支部が存在する7地区(別表)である。

(定数)

第4条 代議員の定数は支部毎に定められ、定款第19条第1項に定めた員数とする。ただし、その際生じた小数点以下の端数はくり上げて1名を加えた員数とする。

(選挙人)

第5条 選挙人は、選挙が行われる年の4月1日現在に名簿に登録されている正会員、名誉 会員及び特別会員である。

(被選挙人)

第6条 被選挙人は、選挙が行われる年の4月1日現在に名簿に登録されている65歳未満 の正会員で専門医とする。

(所属選挙区)

第7条 選挙人及び被選挙人の所属選挙区は、選挙が行われる年の4月1日現在の勤務地によって定める。勤務地がない場合は、連絡先の所在地による。

(選挙管理)

第8条 選挙は、この法人の事務所に設置された選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員 は7支部長及び総務委員長をもって充て、委員長は総務委員長とする。

(選挙に関する公示)

- 第9条 選挙に関する公示は、選挙の行われる年の4月15日までに行わなければならない。 選挙管理委員会は選挙人名簿及び被選挙人名簿を4月15日までに学会ホームページに掲載する。
- 2 選挙人は、選挙人名簿及び被選挙人名簿に誤記があると認めたときは、選挙が行われる 年の5月10日までに選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。選挙管理委 員会が異議の申し立てを認めたときは、選挙人名簿及び被選挙人名簿の訂正を行い、これ

を会員に公示しなければならない。

(投票)

第10条 投票は、単記無記名投票とする。

(投票データの管理)

第11条 事務局長は、投票データを開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第12条 開票は、選挙管理委員会が行い、事務局長が補佐する。

(当選者)

- 第13条 この選挙の当選者は、得票数の多いものから順に定数に達するまでの者とする。
- 2 定数に達する順位の者が複数のときは、年長者から当選者とする。生年月日が同日の場合は、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。
- 3 代議員は理事・監事とは兼任することができない。

(当選者の公示)

- 第14条 選挙管理委員会は、この選挙の結果を得票数とともに理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、選挙結果を選挙人に公示しなければならない。

(細則の変更)

第15条 この細則は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。

附即

1 第2条については、選挙管理委員会が必要と判断した場合、他の方法による投票を可能とする。

別表

支部の名称	管轄地域
北海道支部	北海道
東北支部	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、新潟県
関東支部	群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
	山梨県
中部支部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県、富山県、石川県、
	福井県
近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
中国・四国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、
	愛媛県、高知県
九州支部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
	沖縄県